

# 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月18日

京都府立舞鶴支援学校  
校長 細見 恵美

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称及び数量

平成31年度 京都府立舞鶴支援学校公用車運行業務

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

### (3) 業務を行う期間

契約の日から平成32年3月31日（火）まで

### (4) 業務を行う場所

次に掲げる本校分校間において、仕様書に記載する場所

京都府舞鶴市字堀4-1

京都府立舞鶴支援学校

京都府舞鶴市字行永2410番地37

京都府立舞鶴こども療育センター

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0812 京都府舞鶴市字堀4-1

京都府立舞鶴支援学校 事務室

電話番号 0773-78-3133

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

#### ア 交付期間

平成31年3月18日（月）から平成31年3月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

#### イ 交付方法

交付期間中の午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）の間に交付を受けること。

## 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

#### 5 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者又は4に掲げる条件を満たさない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 6 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑にし、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成31年 3月27日 (水) 午前 9時30分
- イ 場所 京都府舞鶴市字堀 4-1  
京都府立舞鶴支援学校 教育相談室

### (2) 入札方法

入札書(別紙様式)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

### (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の入札

### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (7) 契約書の作成の要否

要する。

## 8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

## 9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 10 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 契約締結後、10月1日に予定されている消費税等の税率改正に伴う税差額については、同施行日までに増額変更契約を締結するものとする。